

第 18 回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和 3 年 2 月 3 日（水）13:00～15:35

場 所：議事堂 6 階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第 18 回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料 1 「三重の森林づくり条例」の改正についての申入れ

資料 2 「三重の木づかい条例（仮称）中間案」に対する意見募集結果及び意見に対する当検討会の考え方（案）

資料 3 三重の木づかい条例（仮称）案 概要 R3.2.3Ver.

資料 4 三重の木づかい条例（仮称）案 R3.2.3Ver.

資料 5 「市町の責務」の取扱いについて

資料 6 三重の木づかい条例（仮称）逐条解説（案）R3.2.3Ver.

参考資料 三重の木づかい条例（仮称）中間案

田中座長

ただ今から、第 18 回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、私から「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについて報告をさせていただいた後、パブリックコメントでいただいた意見の検討などを行い、また、逐条解説案についての検討も進めていきたいと考えております。

まず、前回の検討会で「三重の森林づくり条例」の改正について、環境生活農林水産常任委員会に検討会として申入れをすることについてお決めいただき、その手続等については正副座長に一任をいただいておりますので、これまでの経過を報告させていただきます。

令和 3 年 1 月 15 日の環境生活農林水産常任委員会において、私から資料 1 に基づき、「三重の森林づくり条例」について、「市町の責務」の追加、「森林環境教育」の「森林教育」への変更、第 16 条の「県産材の利用の促進」におけるエネルギー利用の位置付けの明確化、第 16 条の「県産材の利用の促進」の規定内容の充実化という 4 つの観点からの改正を委員会で検討いただくよう申入れをさせていただきました。

当日の委員会において、執行部からの聴取り調査も行われた上で、申入れの取扱いについて御協議いただいた結果、環境生活農林水産常任委員会で条例改正を行う方向で進めていただけることとなりました。

そして、議員提出条例の改正を行う場合には、代表者会議での協議が必要であることから、本日午前の代表者会議において、中瀬古委員長と石垣副委員長から経緯等を

説明していただき、代表者会議として承認いただいたと伺っております。

今後、環境生活農林水産常任委員会において、「三重の木づかい条例（仮称）」と同じタイミングで改正条例が施行できるよう、2月定例会会議での改正条例案提出に向けて検討を進めていただけるとのことです。

私からの報告は以上ですが、何か質問はございませんか。よろしいですか。

それでは、これで「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについての報告を終わります。

次に、パブリックコメントでいただいた意見等の検討を行い、それを受けた条例中間案の修正について御協議をお願いします。

パブリックコメントについては、昨年12月24日から本年1月22日まで実施し、11名の方から27件の御意見をいただきました。

パブリックコメントの結果及びいただいた意見に対する当検討会の考え方の案を資料2のとおり取りまとめました。また、資料3、資料4として、資料2に示した案に沿って条文の修正を行った概要及び条例案を用意いたしましたので、合わせて事務局から説明をお願いします。なお、参考資料として、パブリックコメントの対象とした「三重の木づかい条例（仮称）」中間案を配付しておりますので、適宜御参照ください。

袖岡政策法務監

それでは、資料2、3、4に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料2につきましては、今お話にもありましたように、パブリックコメントでいただいた御意見と、それに対する当検討会の考え方の案をお示ししたものでございます。資料3と4は、それを踏まえて修正をしたものということで、資料3につきましては、赤字になっている部分を修正しております。資料4につきましては、前半部分は修正した部分も溶け込みという形で表示し、7ページ以下で修正した部分を赤字で見えるように表示してございますので、説明におきましては資料2と資料4の7ページ以下のところを適宜御参照いただきながらということとさせていただきます。と思います。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思っております。まず、意見募集期間でございますけれども、令和2年12月24日から令和3年1月22日でございます。意見募集の結果は、先ほどありましたように27件ということで、11名の方から提出いただいております。

それでは、順にまず全般に係る御意見ということで、1ページ目は3件でございますけれども、いずれもこの条例の内容につきまして、御賛同いただくという趣旨の御意見でございます。その右側の検討会の考え方としましては、御礼を述べているという趣旨でございます。

では、おめくりをいただきまして2ページでございます。ここは少し御意見が長くて2ページから6ページまでずっと続いてございます。2ページを御覧いただきますと、長い御意見ではございますが、主な御趣旨としましては2点でございます。2

ページの2行目のところで、まず「森林づくり条例」のほうで盛り込まれている項目がほとんどであるということで、あえてこの「三重の木づかい条例」を制定する理由がわからないということ。それからもう一つは、「森林所有者等の責務」に関しまして、森林所有者は厳しい状況にあるという旨のことをいろいろと書いていただいているという御趣旨でございます。その右側の対応案でございますけれども、まず1段落目につきましては、「三重の森林づくり条例」が災害防止等のため森林整備を推進するという「川上」の観点からの条例であるということに対しまして、この「三重の木づかい条例」につきましては、木を使う側である「川下」の観点から、県産材をはじめとする木材を利用することが県民の快適で豊かな暮らしの実現につながるということを重視して、県産材をはじめとする木材利用を推進するために制定しようとするものであるということで、「三重の森林づくり条例」とは別にこの「三重の木づかい条例」を制定する必要性があるということで考えております。一方で、密接な関係を持つということもありますので、この2つの条例が相まって、森林の有する多面的機能の持続的な発揮といった目的の実現を目指すということとしております、というところでございます。その次の段落でございますけれども、「森林所有者等の責務」に関してでございますが、ここは森林所有者等が県産材の供給に大きな役割を果たすことが期待されているということから設けているというところで、一行飛ばさせてもらいまして、本条例により更なる県産材の利用の推進が図られることで、森林所有者等の方々にも好影響が及ぼされることを期待しているというところでございます。その他の御意見につきましては、議員活動の参考にさせていただくということでございます。

それでは、7ページを御覧いただきたいと思っております。5番目の意見でございますけれども、「三重の森林づくり条例」の内容と趣旨が重複する点があるというところで、回答といたしましては先ほどの説明と同じでございます。2段落目のところでなお書きがございますが、県産材の商品開発の推進について御意見をいただいておりますが、これにつきましては第15条第6号の「県産材の魅力の向上の促進及び県産材の国内外への販路拡大」にその趣旨が含まれるということで考えてございます。

6番目の意見でございます。「努めるものとする」という表現が多く、積極性や意気込みに欠けるような印象を受けるという御意見でございます。考え方でございますけれども、県以外の主体の責務規定につきましては、各主体の自主性を尊重するという趣旨で、「努めるものとする」という表現を使っているということ。それから、県の関係につきましては、第4章の部分についてそういう表現を使っているところがございますが、これは県執行部において組織運営ですとか予算上の事情に応じて柔軟に対応できるようにするために、そういう表現を使って義務の度合いを緩やかにしているという趣旨でございます、ということでございます。

それでは、おめくりいただきまして8ページを御覧いただきたいと思っております。7番目の御意見でございますけれども、林業事業者ですとか木材産業事業者、建築関係事

業者、教育関係事業者と区別する必要があるのかというところでございます。それと、表記の面で第15条5号の表記と18条で少し表記の統一性が見られないという御意見でございます。考え方でございますけれども、まず1段落目でございますが、木材利用の推進にそれぞれの立場で大きな役割を有する「森林所有者」ですとか、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」と「教育関係者等」については、一般的な「県民及び事業者」とは別に責務規定を設けるということで、それぞれの立場に応じた役割が十分に発揮されることを期待しているものでございます。下の段落でございますが、下から5行目あたりでございますけれども、表記の乱れに関しましては、御意見を踏まえまして、他の規定との統一性を重視しまして、第15条第5号中の「関係事業者等」と括弧書きで書いている部分につきましては修正をしまして、「森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等」に改めるということでございます。「等」という言葉の意味がないということも御意見いただいているのですが、この「等」につきましては、いずれも定義の中で使っている言葉でございます。

それから、続きまして8番の御意見でございます。条文の中で引用している法律、条例などの部分について、注釈等で書いていないとわからないという御意見でございます。考え方でございますが、条文自体に書くこと自体は体裁上難しいということでございますけれども、逐条解説で記述をしたいと考えておりまして、また後で御覧いただきたいと思っております。

次の9ページでございますが、9番の御意見でございます。木材の定義に関しまして、前文では「県産材をはじめとする木材（以下単に「木材」という。）」となっておりますが、末尾では、「木材、その中でも県産材を最も優先して利用する」ということで、県産材が重複することになるのではないかとということ。それから、2つ目、その次のところでございますが、「様々な分野で木材や木製品に代わりその他の素材や製品が使用され」という表現がございますけれども、製品を定義付ける修飾語がないということで、例えば木材の中に木製品も含めてしまっただろうかという御意見でございます。対応でございますが、1段落目、最後の3行あたりでございますが、「県産材を含む木材全体の中で県産材を最優先とする」という趣旨でございますが、県産材という用語は、重複はするんですけれども、意味として重複はしていないということでございます。次の段落でございますが、木製品とかの部分でございますけれども、ここにつきましては用語の明確化というところで、「木材及び県産材」の定義の中に木製品も含まれるようにするということでございまして、少し具体的に御覧いただきますと、資料4のほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、7ページの前文のところでございますが、第2段落のところ赤字で書いた部分がございますけれども、ここを木材の中に「これを使用した木製品を含む」という表現を入れさせていただいております。それから、資料4の8ページを御覧いただきまして、第2条でございますけれども、第2条の第1号で「県産材」の定義をしておるところでございますが、県産材の次に括弧書きで「これを使用した木製品を含む」という定義にしてござ

います。これに伴いまして、その第2条第2号のほうでは元々「木材を使用した木製品を使用することを含む」という表現があったのですが、これはもう削除をさせていただくということ。それから続きまして、資料4の10ページを御覧いただきたいと思います。10ページの第9条でございますけれども、木材の次に括弧書きで木製品含むという趣旨が書いてございましたが、木材の中にそもそも含むという定義をしておりますので、この括弧書きは削除させていただくということでございます。それから、第15条が11ページになるんですけれども、第6号の県産材の次に括弧書きで書いてあった部分も削除させていただくということでございます。また、資料4で少し戻っていただきまして、7ページのほう、前文のところを御覧いただきたいと思うんですけれども、前文の第3段落目でございますが、元々「木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用され」という表現がされていたんですが、ここを「木材に代わり他の素材等が使用され」という表現に改めたいというところでございます。

それでは、また資料2を御覧いただきまして、10ページをお願いいたします。前文の関係でございますけれども、公共建築物については、国とか地方公共団体のものだからというところで、19行目にある「県、市町等が整備する」の「等」というのは不要だという御意見でございます。考え方につきましては、公共建築物に関しましては、この考え方の4行目でございますけれども、「国又は地方公共団体以外のものが整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの」というものがございますので、県とか市町だけではなくて、公共建築物を整備する学校法人ですとか社会福祉法人なども含まれるという趣旨での「等」ということでございます。

それから、続きまして11番目でございますけれども、「木材、その中でも県産材を最も優先して使用する」という表現が、少し木材が浮いてしまっているという御意見でございます。考え方でございますが、御意見を踏まえまして修正をするということで、また資料4のほうの7ページを御覧いただきたいんですが、下から3行目でございます。「木材を優先して利用し」という表現に改めさせていただくというところでございます。

続きまして、12番目の御意見、今度は第1条の目的に関する御意見でございます。目的については賛同をいただくということでございますけれども、南北に長く、地域の独自性に大きな差異があるというところでございます。それぞれの独自性を発揮した地方創生を進めるために、理念条例にとどめるべきであるという御意見でございます。考え方でございますが、2段落目後半ですけれども、県が行うべき取組について規定をしているほかに、木材利用に関係する各主体が地域の特性を含めて、それぞれの立場に応じた役割を果たしていただくための理念的な規定を整備しているというところで、県以外の主体に対しまして具体的な義務を課すようなものではないと考えているところでございます。

続きまして11ページでございます。同じく第2条の関係でございますが、県産材の定義は始めに規定すべきだということで、条例第15条第6号で出てくるところに

については、前文でしておくべきだということでございます。考え方につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

次に、14番の御意見ですけれども、県産材の定義でございますが、他県の製材・加工施設で加工されたものでもよいということになるということですのでけれども、もう少し県内の木材産業を応援するような文言があってもいいのではないかと御意見でございます。考え方でございますけれども、下4行あたりでございますが、県内の木材産業事業者で取り扱う木材については、県産材でなくても利用推進の対象としているところであり、本条例は木材産業事業者の健全な発展に資するものというふうに考えておるといところでございます。

続きまして15番の御意見でございます。第4号で公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律を「法」と略称していますが、わかりにくいといところで、考え方でございますけれども、御意見を踏まえまして、この「法」という略称ではなくて、「公共建築物等木材利用促進法」という感じで略称としまして、以後これを使うというふうに改めたいと思います。

では、おめくりをいただきまして12ページ、16番の御意見でございます。同じく定義に関する部分ですけれども、第7号で木材産業事業者の説明で、「木材の加工又は」という表現をしておりますが、「及び」ではないかという御意見でございます。考え方でございますけれども、木材産業事業者に関しましては、木材の加工事業のみを行う者、あるいは木材の流通事業のみを行う者も含まれるように「又は」という表現を使っているといところでございます。同じく建築関係事業者につきましても設計事業のみを行う者、あるいは施工事業のみを行う者も含まれるようにしているといところでございます。ただ一方、二者択一ではなくて、木材産業事業者でいいますと、加工事業と流通事業を両方行うものも含むというふうに解釈はされるところでございます。

それから、17番の御意見で、ここは第3条に関する御意見になります。「鑑み」という表現、他の条例とかではひらがなになっているという御意見でございます。考え方でございますけれども、これは常用漢字表が改正されたといところを踏まえまして、この「鑑」という漢字がそこに追加されたところでございます。それ以後に制定されるものにつきましては、この漢字を使うということになっていることに伴うものでございます。

18番の御意見、第3号で「木材の経済的価値の向上」といところの意味がわかりにくいといところでございます。考え方でございますけれども、この趣旨につきましては、木材利用の推進が木材の品質の向上や有効利用の促進、販路の開拓等により、木材の高付加価値化や需要拡大など木材の経済的価値の向上が図られるように行われることにより、林業や木材産業の健全な発展、ひいては地域経済の発展につながるように行われるべきであるといものでございます。

それでは、13ページでございます。19番の御意見で、ここは第5条「市町の責務」に関する御意見でございます。御意見といたしましては2つあるんですけれども、1

つ目は、こういう市町の責務については、現在では市町がその財源等を有効に活用して責務を果たしていくことが取組を進める上で欠かせないという御意見。20番の御意見につきましては、まずは県が市町と十分な協議を行って、すべての市町の承諾を得た後に定めるといった丁寧な手続が必要であるという御意見をいただいております。この扱いにつきましては、また後程、別の項目で御検討いただきたいというふうに考えております。

それから21番の御意見、今度は第6条「市町に対する支援」という条文に関する部分でございます。御意見といたしましては、十分な財政支援とか人的・労力的支援といった目に見える支援を含めるべきであるという御意見でございます。考え方でございますけれども、この必要な措置の中に財政的な支援ですとか、人的な支援も含まれ得るということではございます。ただ、実際にどのような支援が講じられるかにつきましては、条例が制定された後、県の執行部のほうで判断されるということになるかと思っております。

おめくりをいただきまして、14ページの22番の御意見で、今度は第11条の「教育関係者等の責務」に関する御意見でございます。この森林環境教育及び木育を「森林教育」と総称するということでございます。便宜上この条例の中でそういう「森林教育」とするのであればいいと思っておりますけれども、実際にいろんな場面で使う場合は「木育」という言葉を残してほしいという御意見でございます。考え方でございますけれども、「みえ森林教育ビジョン」が策定されて、その森林環境教育と木育双方を一体的に取り組んでいくというところで「森林教育」として定義をし直しているということがございますので、この条例の中で「森林教育」と総称という旨の規定をしたところでございます。一方で、実際にその教育関係者等が取り組まれている活動について「木育」という用語を使用することを否定するものではないと考えております。

それでは、次のページでございます。23番の御意見で13条の木材利用方針に関する御意見でございます。知事が目標を設定するのは「県の整備する公共建築物」に限定すべきだという御意見で、勝手に知事が市町の定量的な数値目標を決めてもらっては困りますという御意見でございます。考え方でございますけれども、まずその1号のほうで、県以外の主体による公共建築物以外も含めた木材利用の目標を幅広く定めることを意図しているというところで、特に市町の利用に特化した目標を設定することは想定していないと。また、あくまでもこれは県が施策を実施するに当たっての目標ですので、県以外の主体に何らかの義務付けを行おうとするものではないというところでございます。それと、定量的に定めるというところでございますけれども、これは三重県が整備する公共建築物における木材の利用の目標に関する部分でございますので、市町を含む県以外の主体に関する目標については、その対象とはならない。要は、定量的に定めるという対象にはならないという趣旨でございます。

続きまして24番の御意見、同じく13条に関するところでございますけれども、目標を達成できたかどうかの報告と改善のための検討を行うことを盛り込んでほしいというところでございます。考え方でございますが、第13条第6項のほうで、毎年

一回、木材利用方針に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表するということを規定してございますので、その施策の実施状況の中には目標の達成状況も含まれるというふうに考えております。その報告を受けまして、議会において適切に監視・評価を行っていくというところでございます。

おめくりをいただきまして、16 ページでございます。25 番の御意見は第 14 条「県の率先利用」に関する御意見でございます。御意見といたしましては、概要版のほうで「木造・木質化」という表現をしておるんですけども、この条文では木質化の部分が弱められているということでございます。その部分についてより強く記述をしてほしいという趣旨でございます。考え方でございますが、御意見を踏まえまして、県が整備する公共建築物において、原則として県産材を使用して、木造化・木質化を行うものとするのが明確となりますように改めるというところでございまして、また資料 4 の 11 ページを御覧いただきたいと思っております。資料 4 の 11 ページの真ん中辺の第 14 条のほうでその辺を修正してございまして、赤字の 2 行目でございますが、「原則として県産材を使用し、木造化（建築物の新築、増築又は改築に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を使用することをいう。）」と。木質化につきましては、「木質化（建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。）」という形で修正をしております。この定義につきましては、「みえ公共建築物等木材利用方針」の表現と同じ表現とさせていただきます。

それでは、また資料 2 のほうを御覧いただきたいと思っておりますが、最後 17 ページでございます。26 番の御意見で、第 16 条の「森林教育、普及啓発等」に関する御意見でございます。ここでその普及啓発は何かわかりにくいということでございます。考え方でございますけれども、「森林教育、普及啓発等」は「木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成」を図るための手段の例示として掲げているものでございまして、普及啓発の対象は木材利用の推進であるというところでございます。

それから、27 番の御意見でございますが、第 18 条「体制の整備」に関する御意見でございます。「部局の枠を超えて」という表現が部外者にはわかりにくいという御意見でございます。考え方でございますが、この規定につきましては、県庁内の推進体制の強化を図ることを目的としているというところで、御意見を踏まえまして、また教育委員会等の行政委員会とか警察本部が含まれることを明確にするという趣旨から、「県の部局等の枠を超えて」という表現に改めたいというところでございます。

資料 2 は以上でございまして、それを踏まえて資料 3、4 のほうにつきまして修正をしておるというところで、資料 4 のほうは先ほど大体見ていただいたとおりでございます。それから、資料 3 のほうは赤字で修正しております部分が一番下の「木材を優先して利用し」という赤字の部分と、それからその横にあります「6 施策の推進」の部分、「体制の整備」のところでは少し表現を変えた部分がございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のあったパブリックコメントでいただいた意見に対する当検討会の考え方の案について、執行部から実務的な観点等から何か意見があればお願いいたします。

よろしいですか。ないということでございますので、パブリックコメントでいただいた意見に対する当検討会の考え方の案について、委員の皆さんから御意見があればよろしくお願いいたします。特に条文の修正を伴っている部分について、御検討をお願い申し上げます。

杉本委員

条文の修正の部分ではないんですけども、4番と5番の意見についての「三重の森林づくり条例」の説明についてなんですけど、2ページのところ、回答のほうです。検討会の考え方なんですけれども、1行目の後半、「三重の森林づくり条例が」の次なんですけど、「災害防止等のための森林整備を推進するという川上の観点からの条例であるのに対して」というところ、災害防止等のための森林整備を推進するっていうのがちょっと違和感があります。というのは、「三重の森林づくり条例」の中には、災害防止っていうところが文言としてあるのかなっていうことと、やっぱり「三重の森林づくり条例」の目的は三重の森林を守り、又は育てることっていうのが条例の目的なので、ここの災害防止等のための森林整備を推進するっていうことが「三重の森林づくり条例」の第一の目的だというふうに検討会が捉えているっていうふうに捉えられるのはちょっとどうかなというふうに思いますが。これが5の回答もそうになっているんです。

袖岡政策法務監

確かに文言上、「三重の森林づくり条例」ではそういうことが出てこなくて、元々の経緯としてそういう災害があって出てきたということも踏まえた表現ではございますけれども、ここは少し「三重の森林づくり条例」の文言に沿った形で修正をさせていただこうかと思えます。

杉本委員

「三重の森林づくり条例」の経緯とかが条例の中ではやっぱり読み取れないのと、森と緑の県民税は確かに災害防止っていうところは謳^{うた}ってあるんですけども、やっぱり「三重の森林づくり条例」の本旨をちょっと誤解されると困るので修正いただくように、私は今の御回答で結構です。

田中座長

今の回答で結構ということで、また一度検討させていただくということをお願いしたいと思います。

今井委員

災害防止等のためのということころは、変えてもらいたいなと思って、杉本委員のおっしゃるとおりで、僕もちょっとこれは唐突感を感じていました。もう少し僕はこの「三重の森林づくり条例」は、そういうことのためだけではないと思っていますので、文言を修正してもらいたい。

田中座長

文言の修正をしたいと思います。では、ほかに御意見がございます方。

西場委員

10 ページの 11 番で、検討会の意見を踏まえて「木材を優先して利用し」と変更された内容は理解できますが、「優先」という言葉はこの条例の中で「県産材」とセットで使用されています。ですから、「優先利用」は県産材に限って使っていただきたいと思います。そこで、全体の木材については、「木材を利用促進する」としていただいて、県産材については「優先利用する」と記述していただきたい。提案をいたします。

田中座長

一応提案ということでございますけれども、前文のところですが。

西場委員

前文の下方部分とこの資料 3 最下段の赤字で書かれたところが重要な用語になると思いますが、「木材を優先利用して」という表現になっています。私の意見としては、この部分を「木材の利用促進、中でも県産材を最も優先して利用する」と変更していただきたい。

田中座長

意見としてお伺いさせていただきましたけれども。

袖岡政策法務監

例えばでございますけれども、「木材を優先して利用し」という部分を「木材を積極的に利用し、その中でも県産材を最も優先して利用する」というふうな表現とかではいかがでございましょうか。

西場委員

それでも良いように思いますが、ぜひ県産材と優先をセットにさせていただくようにお願いします。今、袖岡法務監が言われた内容で皆さんの同意があれば、それでも結構です。

田中座長

先ほどの西場委員の御意見に対しまして法務監も答えられましたけれども、次回までにちょっと正副座長のほうで検討させていただいて、文言を修正させていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

今井委員

今の西場委員の言ってもらったところで、ここの「木材を優先して利用し」っていう言葉があるのかどうか。その前の文章からいって、要らないように思うんですね。「県を挙げて木材利用の推進を図り、その中でも県産材を最も優先して利用する」でいいのでは。十分伝わることで、ここの一文はあえてここへ書くので何か文章的にあれになっているのかなというふうに思いました。

田中座長

なるほど。先ほど今井委員からもこの文言は要らないのではないかという御意見も出ておりますけれども。

西場委員

それも一案だと思います。

田中座長

この件につきましてはもう削除という形で、今後検討させていただいてよろしいでしょうか。また正副座長で検討させていただいて、お示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに御意見のございます方。

濱井委員

13 ページの 21 の第 6 条（市町に対する支援）ですけれども、これは条例の変更は関わってこないんですが、当検討会の考え方で、本条例の制定後、県の財政事情等も踏まえ、執行部において判断されることとなります。よく理解できますし、運用上そういうことだと思っておりますけれども、財政となってくるとやっぱり議会の立場もありますので、もちろん評価もいたしますし、定量的なものに対してもしますけれども、やっぱりこれは「執行部において」ではなく、「県において」という言葉に変えてもらうのがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。私はそう思います。

袖岡政策法務監

特に支障はないかと存じます。

濱井委員

このままでってということですか。

袖岡政策法務監

修正をすることにつきましては、特に問題はないかと思えます。

田中座長

先ほど執行部というのを「県において」というふうに変えたらどうかという御意見が濱井委員から出ましたけれども、これで変えてよろしいでしょうか。執行部のところを県というふうに変えさせていただきたいと思えます。

ほかに御意見、御質問のございます方。

西場委員

7ページの5番です。商品開発について、第15条第6号の県産材魅力向上促進の中に趣旨が盛り込まれていると回答されています。この6ページの長文の御意見の中に、奈良県桜井市の西垣林業のブランド化について書かれていますが、第15条第6号の魅力向上の中に、ブランド化とか商品開発を具体的に記述していくことで如何ですか。意見として申し上げます。

袖岡政策法務監

一応ここの県産材の魅力の向上促進とか販路拡大の部分につきましては、また後で御説明しますが、逐条解説のほうでは、県産材魅力の向上の促進につきましては、その県産材のブランド化の促進ですとか、県産材を使用した魅力的な商品開発の促進などが想定されるという趣旨のことは書かせていただいております、当然趣旨としては含むところでございます。

あとは表現としては、そこまで具体的に書くかどうかという辺りになるかと思えますので、あまり具体的にしすぎますと他とのバランスということもございまして、このままで読ませていただくほうがバランス的にはいいのかなっていうふうに思うんですけれども、その趣旨については逐条解説でしっかり書かせていただくということで考えてございます。

西場委員

そうであればやむを得ないですが、あえてパブリックコメントでブランド化とか商品開発の意見が出ているだけに、提案しましたが要望にさせていただきます。

田中座長

要望ということでお伺いさせていただきました。また逐条解説のほうで取り上げるかどうかというのはまた検討させていただきたいと思います。

ほかに御意見、御質問のございます方。

よろしいでしょうか。それでは、ただ今いただいた意見を反映させて資料2から資料4までを修正し、次回の検討会でお示しをさせていただきたいと思います。

さて、パブリックコメントにおきましては、条例の名称についての御意見は特にございませんでしたが、条例の名称は「三重の木づかい条例」というふうにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのようにいたします。次回の検討会では、全員協議会で説明する最終的な条例案を固めたいと考えていますので、その際パブリックコメントでいただいた意見に関するもの以外の部分についても条例案の内容について、何か意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

中森委員

先ほども意見を言おうかなと思ったんですけれども、基本的に前に私がちょっと気にしていた木造と木質化について反映されたので、ほっとしているんですが、それと同時に、この木質化には建築的な木質化のみを木質化として指していただいているんです。これはそれでいいんですけれども、建築以外の木質化が実はありまして、例えばこの家具とか調度品などもこの木質化の仲間に入れてもらったほうが幅広く木造・木質化が進むのではないかな。幅広くということは、後からでも県産材利用促進が図られるのではないかなというような気がしますので、せっかく木質化が認められた以上、木質化の幅の範囲を少し広げていただけたら、より県産材利用促進が図られるのではないかなと思ってございまして、改正のこの資料4、見え消しの11ページに詳細に書いていただいているアンダーラインの3行目から「天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分に木材を使用する」と書いてあるところに、「及び」ですね、各備品とか、要するに屋内屋外問わず後から置くもの、家具・備品というのが一般的かと思っておりますけれども、そういうところに木材を使用すると。これを木質化の仲間に入れてもらったなら、幅広い木質化が図られるのではないかなと思ったりするんですが、うまく表現がしにくいので、要するに内壁外壁以外の部分、後から置くもの、いわゆる調度品、家具などを言っているんですけど、そういうものに県産材を利用すれば、木質化の幅が広がるのではないかなと思うんですけど、これ意見です。

袖岡政策法務監

そういう木製品について、家具とかについても木質化に含めるべきだということで

ございまして、例えばこの第 14 条を見ていただいていますと、第 2 項では、「県は、その整備する工作物及び調達する物品において、県産材の利用に努めなければならない」というところで、ここで「物品」といいますのがいわゆる家具ですとか、そういうものを想定しているところではございまして、そこで読めないかなというふうには思っておるところではございましてけれども、一応そういう趣旨で作っておるところではございまして。どうするかはちょっとまた検討させていただきかなと思っておりますけれども。

中森委員

木質化の定義に「等」と入れておけばそういうことも。これだともう縛りをかけた木質化になってしまっているの、ちょっと心配するだけのことです。縛りを外してほしい。

袖岡政策法務監

この木質化の定義につきましては、「みえ公共建築物等木材利用方針」と整合を図っておりますので、また農林水産部とも相談させていただきたいなというふうには思います。

田中座長

また改めて相談させていただいて、結果を報告させていただきたいと思っております。では、ほかに御意見、御質問のございます方。

西場委員

前文の中でキーワードである「県民の快適で豊かな暮らしの実現」について、めざす目標を表す言葉として良い言葉ではありますが、やや総合的抽象的すぎる言葉でありますので、もう少し具体的な言葉を加味してほしいと思っております。木造・木質化の効果効能としては、健康的と安全性の確保であると思っておりますので、例えば一つの提案ですが、「県民の快適で豊かな暮らしとともに、健康で安全な空間の創出」に修正していただきたいと思っております。

それから、中段に、「県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも」と書かれています。この字句について、木造木質化と人生の豊かさとの関係性について、その意味合いを考えると少し心配なところもありますので、この字句はなくしてもよいのではないかと思います。この点について、これまでの検討協議の経緯とか関連する意見等があればそれも含めて説明をお願いしたい。

袖岡政策法務監

少し先走ってしまうんですが、逐条解説を本日用意させていただいてございまして、少しそれを御覧いただければと思うんですが、資料 6 でございまして、先ほど後段でお

っしゃられた「県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも」という部分につきましては、4ページでお示しをさせていただいているところでございます。4ページ中ほど7番といたしまして、「県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも」というところの解説をしておる部分がございます、木材利用の推進が林業事業者とかの特定の関係者のためだけではなくて、県民一人一人の人生を豊かなものにするということにもつながるということを強調するために入れておる表現というところでございます。

あと、健康の観点とか、そういうことについてはその前の3ページで、そういう成果が上がっているってことについては触れさせていただいているところ、4番のところでございますけれども、木材が心身にもたらす好ましい効果については、そういう研究成果が、これは木材協同組合連合会さんからの意見聴取にもあったということについては一応触れさせていただいているところではございます。それぐらいの説明でございます。

西場委員

3ページの4番の木連の研究成果として意見があったように、健康に対する効果は最近特に強調されてアピールされていますので、健康的とか健康という言葉を加えていただき、「県民の健康で快適な暮らし」に変えていただくよう検討してほしいと思います。

田中座長

検討させていただくということで理解させていただきました。

杉本委員

賛成の意見で、どんな文言かはちょっとわからないんですけども、西場先生に2箇所指摘されたところに、何かそういうものが入ったらいいなと思います。というのは、学校に導入するときに、やっぱり心身の健康増進であるとかストレス解消も含め、それからこけたときに、高齢者施設でも保育所でもお話ありましたけれども、柔らかいので事故が少ないとか、あんまり言いすぎるとそうじゃないところのほうが、ちょっと木じゃなかったら安全じゃないんかって言われてしまうと、これまた書きすぎるのも難しい部分はあると思うんですが、取り入れているところは心身の健康の増進と安全性ということを聴取りの中で随分言われましたので、私は何か少しそのあたりを加えていただくと、西場先生の意見に賛成です。

田中座長

御意見ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、ただ今いただいた御意見を踏まえて、条例案を修正し、次回検討会でお示しをさせていただきたいと思います。

開会から約1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩をさせていただきます。再開は14時5分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き条例検討会を再開いたします。

次に、「市町の責務」の取扱いについて御協議願います。「三重の木づかい条例案」に「市町の責務」を設けることについて、市町の皆様に御理解をお願いするため、正副座長において、昨年12月24日に三重県市長会会長の竹上松阪市長に説明を行い、また、同月25日に三重県町村会会長の西田紀宝町長に説明を行うとともに、本年1月7日には三重県町村会の総会に出席し、説明をさせていただいたところですが、特に町村会総会において「市町の責務」を設けることについて、大変厳しい御意見を頂戴いたしました。パブリックコメントでも「市町の責務」について複数の御意見をいただいていることも踏まえ、条例制定後に市町の皆様の協力を得るためにも、「市町の責務」の取扱いについては検討会として慎重な検討が必要と考えております。

そこで、資料5として、「市町の責務」の取扱いについて検討するための資料を作成しましたので、事務局から説明をお願いします。

袖岡政策法務監

それでは、資料5を御覧いただきたいと思っております。「市町の責務」の取扱いについてでございますけれども、まず1番の前提といたしまして、1つ目の「・」で、パブリックコメントにおいては、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の状況を踏まえまして、「市町の責務」を設けることに賛同的な御意見がありましたのと、逆に都道府県と市町の条例に優劣関係はない中で、県の条例で「市町の責務」を定めることには、市町の承諾を得るという丁寧な手続が必要であるという御意見もいただいたところでございます。2つ目のところでございますが、町村会及び市長会においては、「市町の責務」規定を設けることについて否定的な意見が強く、市長会につきましては別途御意見を賜っておるんですが、昨日いただいたところでございますので、またこれは別途整理をさせていただいて、御検討いただきたいと思っておりますけれども、その中でも否定的な意見が強いということで、具体的には「責務」という文言は県の横暴である」とか、「責務」という言葉は「責任」と「義務」を意味し重く感じる、「県と市町は対等であるのに、このような規定を置くことができるのか疑問である」、「新たな施策を策定しなければならないのか」という懸念がある、「内容が努力義務であるのに、内容に適した見出しとなっていない」といった趣旨の御意見をいただいているところでございます。なお、条例中間案の「市町の責務」の内容につきましては、その主たる部分といたしましては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、既に市町村を含む地方公共団体の責務とされているところでございます。

ので、今回の条例によりまして、市町に新たに過重な責務を課すものではないというふうには考えているところではございます。

2番の対応案でございますけれども、いくつかお示しさせていただいておりますが、まず1つ目、条例中間案のままとするというパターンでございますが、これまでの委員の御意見を重視いたしましてそのままとするというところで、ただこれまでよりも市町の役割が高まっている状況を踏まえまして、県とともに市町にも木材利用の推進に取り組んでほしいという意図、それから、新たに過重な責務を課すものではないということを丁寧に説明するというところでございます。パブコメでは肯定的な意見もあったということもございます。否定的な意見につきましては、市町の責務を設けることについては、やはり関係者が反発をして市町の協力が得られないという事態が懸念されるところではございます。既存の条例におきましては、「子どもを虐待から守る条例」のみが市町の責務を規定しておりますけれども、三重県ではほかにはないということ。それから、他県におきましても18条例のうちで兵庫県だけがそういう規定があるというところでございます。

おめくりいただきまして2ページ、 でございます。タイトルの「市町の責務」を「市町の役割」に修正をするということで、本文自体はそのままにしておくという案でございます。1つ目が、市町からの否定的な意見等を考慮しまして、本文はそのままとしつつ、市町に求めるニュアンスが弱まるように、見出しの「責務」という表現を「役割」という表現に修正をするという案でございます。2つ目のところですが、関係事業者等や県民及び事業者が「責務」となっていることに対しまして、市町のみが「役割」というのは少しバランスが良くないというふうに考えられるところではございます。それから、本文の中身を変えないということでございますので、市町の理解が十分には得られない可能性があります。その次が、既存の県の条例におきましては、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」など7条例で「市町の役割」を規定しておるところでございます。他県におきましては、福井県の条例で「市町の役割」という規定があるところでございます。

次に、 でございますけれども、「市町の責務」を「市町の役割」に修正をすると、タイトルを変えるというところと、それから第7条から第12条まで他の事業者関係の「責務」につきましても「役割」という表現に修正をするという案でございます。本文は変えないというところでございます。市町からの否定的な意見を考慮してそのままとしつつ、市町に求めるニュアンスが弱まるように見出しの「責務」を「役割」に修正をして、他の主体とのバランスも考慮しまして、県以外の他主体に関する規定も全て「役割」に修正するというところでございます。その下は上と同じような感じで、本文の内容は変わりませんので、市町の理解が十分に得られない可能性がある。その次のところでございますが、内容が密接に関連する「三重の森林づくり条例」のほうでは、全ての主体について「責務」の規定を設けているということとの整合がとりにくくなるというところでございます。今回の条例案と合わせて森林づくり条例のほうの各主体の「責務」の規定を「役割」に改正するということは、これまで「責務」

でやってきたということ踏まえると、なかなか難しい部分があるのかなというふうにも思われるところがございます。

その次、4つ目でございますけれども、「市町の責務」を「市町の役割」に修正するとともに、本文についても修正をするという案でございます。イメージといたしまして点線囲みで書いてございますけれども、タイトルが「市町の役割」で、本文につきましては、「市町は、木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、基本理念にのっとり、公共建築物等木材利用促進法第4条の規定を踏まえ、県と連携し、その地域の特性に応じて、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物において、木材利用に積極的に努めるものとする」という表現でございます。市町からの否定的な意見を考慮しまして、「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の規定を参考にいたしまして、法律で規定されております「地方公共団体の責務」を再確認するようなものとどまるような内容に修正をするという案でございます。3ページで、その次に「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の当該条文を掲載してございます。囲みの中でございますけれども、「公共建築物等木材利用促進法」で規定されている「地方公共団体の責務」を再確認するだけであれば、割と市町の理解も得やすいのではないかと考えられるところがございます。ただ、法律で規定されております責務を再確認するだけであれば、改めて「市町の役割」を規定する意味は乏しくなるというふうにも考えられるところではございます。その次の「・」ですが、法律で規定をされております「地方公共団体の責務」には含まれていない他主体との連携や公共建築物以外の工作物、物品等での積極的な木材利用を規定しなくてもよいかという点を検討する必要があるかと思えます。あとは、他の主体の責務規定とのバランスが良くないということも考えるところではございます。

5つ目、でございますけれども、「市町の責務」とその次の条文でございますが、「市町に対する支援」と2つの条文を合わせまして、「県と市町との協働」に修正するという案でございます。イメージでございますけれども、「県と市町との協働」ということで、まず第1項が、「県は、市町が木材利用の推進に重要な役割を有していることに鑑み、市町に対し、県と協働して、その地域の特性に応じ、木材利用の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力すること並びに市町が整備する公共建築物等において木材利用に積極的に努めることを求めるものとする。」第2項といたしまして、「県は、市町が実施する木材利用の推進に関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。」という案でございます。主語が県になるということが大きな違いかと思えます。その下でございますが、市町からの否定的な意見を考慮するとともに、県と市町とが対等な関係にあることを重視しまして、そういう規定にするというところで、あくまで県が主体となって市町に対して協働を求めるとともに、市町に対する支援を行うという規定でございます。条文の主体が県となって、市町に対して協働の依頼と支援を行うという規定となるので、理解は得やすいというふうには考えられるところがございます。ただ、他の主体の責務が規定されていることとのバ

ランスということもありますけれども、県が主体の規定なので、責務とか役割とは性格の異なる規定であるという説明が可能ではないかというふうには考えられるところではございます。それでは最後の4ページでございます。一番上の「・」でございますが、市町が主体の規定がなくなってしまうということで、これまで御議論いただいたこととは少しそぐわないかなというふうに思われるところでございます。既存の県の条例におきましては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」など8条例で「県と市町との協働」を規定しておるところでございます。他の県におきましては、8条例で若干表現は異なりますけれども、市町との連携ですとか協働等に関する規定を設けているところでございます。

最後6番目は、「市町の責務」を削除するというパターンでございます。市町からの意見を最大限考慮して、責務の規定は削って、支援のみの規定を残すということでございます。これであれば市町からの理解も得やすいというふうには考えるところでございます。木材利用の推進において市町の役割が高まっている状況を踏まえて、県とともに市町にも木材利用の推進に取り組んでほしいという意図から、市町に関する規定を設けるべきだとするこれまでの議論には沿わないというふうには考えられるところでございます。県の既存の条例におきましては、市町に関する規定のないものも少なくない。議員提出の条例におきましては、先ほどの森林づくり条例にもないということでございます。他にも6条例がそういう規定がないというところでございます。最後、他県の条例におきましても、7つの条例が支援に関する規定のみを設けている状況であるというところでございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。

それでは、「市町の責務」の取扱いについて、執行部から実務的な観点等から何か意見はありますか。

横澤課長

「責務」でいった場合に、市町から反発があるかどうかということについては、執行部的にはどうなるかというちょっと予想はつかないかなというふうには思っております。

その上で、いずれの選択肢をとる場合であっても、1点ちょっと条例制定後を見据えて気をつけていただければと思う点としましては、市町について仮に責務以外のいずれかの選択肢を取った場合に、市町は対等だから遠慮して置かないことにしましたという説明をされてしまうと、じゃあ県民はどうなのかとか、森林所有者はどうなのかということになってしまうので、それはちょっとでき上がった条例を全体説明する立場としては非常に辛いものがあるなというふうに思っています。なので、責務以外の選択肢をとる場合の説明の仕方としては、元々の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、地方公共団体、市町も含め、既に責務がかか

っているという状態がありますので、その責務がかかっているという前提の上で、追加的に何かこの条例で規定をすると、市町に対して何か規定をするというふうに説明を整理をいただくと、我々としては助かると思っています。例えば、役割であれば、法律上このような責務がかかっているという前提において、その責務を市町が県とともに果たすために、市町が負っていただきたい役割を本条例において規定をするという整理かと思います。

それから、の協働というような選択肢を選んだ場合には、先ほどと同じように法令上かかっている責務を県と市町がともに果たしていくために、あるべき協働の在り方を条例で規定するという整理をしていただきたいというふうに思います。以上でございます。

田中座長

ありがとうございます。

先ほどの横澤課長の意見も踏まえまして、先ほど説明の中で対応案として6つお示しをさせていただきましたが、「市町の責務」の取扱いについて、いかがいたしましょうか。

なお、市長会及び町村会の説明に行かせていただいた立場としては、1の条例中間案のまま「市町の責務」とする選択肢は、市町の皆様方の御理解を得るという点でなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

それでは、御意見をお願いいたします。

今井委員

説明に行ってくださいありがとうございます。申し訳ないんですけど、県と市町の関係性の問題で各首長の皆さんはそういう意見なのか、若しくはこの条例の目的ですよね。三重県が市町の皆さんと、また県民や事業者の皆さんとこういった三重県の木材利用促進を図って様々な目的に書いてあるような森林の持つあれをやっていこうという趣旨をわかってもらった上で、やっぱりそれは市町は「責務」にされたら対等やのにとかそういう感じ、どんな感じだったんですか。この条例検討会の中でも「市町の責務」まではという考えは当然我々もあるんですけども、今回なぜこうさせてもらったかって言ったら、オール三重でしっかりとこの木材利用の促進が「三重の森林づくり条例」と相まって、三重県の様々な先ほど来あった人の暮らしであったり、当然森林の持つ多面的機能の回復やそういったことのために、オール三重でやっていきたいよねっていう思いがあって、僕は市町の方にも、財政的にも今後国のほうからも来ますので御理解いただいて一緒にやっていきたいと思いで、僕は市町も「責務」にしてもらえたらいいなと思っていたんですけども、そのお会いいただいた方々は、どういうことで、感情的なところなのか、どのレベルのところまでこういう厳しい、先ほど座長が1番ではいけないっていう肌感覚を持たれたのは、その辺ちょっと教えてください。

田中座長

私の肌感覚としましては、やっぱりこの「責務」という文言に対して「責任」と「義務」を県から押し付けられるっていうふうに感じられたと思います。あくまでも県と市町は対等な立場であるっていうことを主張されました。やらないということではないんですけども、この「責任」と「義務」を押し付けられるのでは困るという話で、また新たに計画をつくれというんかっていうような御意見もございました。一番感じたのは、「責務」という言葉に対してかなり敏感に反応されたというふうに感じました。一緒に行かれた副座長もおみえになりますので、感じとして感想をいただきたいと思います。

中瀬古副座長

私も同じように、その場でおっしゃられたことっていうのは、やはり対等なところから責務を押し付けられるっていうような感覚を持って言われたというのはそのような感じを強く感じました。ですので、本当にその場のところではこれ以上町のほうでも何を、つまり計画をもっとこれ以上にせよということかというような感じでもございましたし、なかなか厳しい意見の中で非常に難しいなというのは感じました。以上です。

田中座長

あと袖岡法務監も一緒に行かれましたので、感想をお願いします。

袖岡政策法務監

まず、座長から「市町の責務」を入れるという趣旨につきましては、先ほどの森林環境税とか、市町が重要な役割を果たしているという辺りとか、そういうことも踏まえて、要は県と連携して一緒にそういう推進をしていきたいという趣旨で入れさせていただいたということで説明をいただいて、それを御理解いただいた上で、なお、「責務」という言葉に反応されているという部分があったのかなというふうには思うところでございます。以上でございます。

今井委員

条例の趣旨等を御理解いただいた上で、こういう意見だったっていうことですね。

袖岡政策法務監

条例の中身についても少し御質問とかいただいて、そこについてはお答えをした上でそういうふうな感じの反発というか、そういうのがありましたので、そういうことになるかと思います。

今井委員

個人の意見言わせてもらいます。首長さんらに怒られるかわかりませんが、非常に僕は残念に今回の聴取りを思います。その上で、座長が肌感覚で1番は難しいっていうのであれば、もう僕的には削除してもいいですし、「三重の森林づくり条例」に合わせたの対応でもいいと思いますし、可能なのであれば、またここから時間がかかるようなことになったらかないませんが、可能なのであれば、この中での5番ですね。「県と市町との協働」、このあたりが市町の方が、それも県から言って対等やのについていうことで、もっと説明をしっかりとるようになっていうことなのであれば時間がかかっちゃうので、4月の施行を目指していますので、その辺どうなのかかわからないですけど、可能なのであればこの5番、市町の皆さんの理解が得られるのであればっていうことで、座長の肌感覚は行ってもらったので、もう1番はもうこのまま「市町の責務」のままでは難しいという御判断なんだろうから、私は非常に残念ですけども、もしあれでしたらもう役割を除いて支援だけ、もしくは可能なのであれば5番。

ただ、時間がかかることであれば、これを書き込むのもまた市長会、町村会のほうからいろんな厳しい意見があるのであれば、また時間がかかってしまいますので、やっぱりこの「三重の木づかい条例」に関しては、可能な限り、今の予定している4月からの施行というのを目指したいと思っていますので、今もう2月もこの日ですから、条例案を議案で上げないといけないと思いますので、時間的なことが大丈夫なのかどうか、それによりますけど、皆さんが御理解いただけるのであれば、最低でもというか、5番が書ければありがたいのかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。5番はどうかという御意見をいただきました。
ほかに御意見のございます方。

濱井委員

結論から言いまして、5番の協働というのが私も、肌感覚でそういう感じを受けられたということでもありますので、本当の我々の考え方としては今井委員が言われたような形で賛同もしてやらせてもらったんですけども、市町との連携、御理解というのは絶対欠かせないものでありますので、それが全ての市町の考え方かは別といたしましても、そういう強力な意見もありますし、御判断をいただいて、肌感覚でそのように思われて、また座長さんもそのように感じ取られたと、副座長さんもということならば、この辺が無難なところかなと思うんですけども。同感です。

田中座長

ありがとうございます。5番という御意見をいただきました。
ほかに御意見のございます方。

中森委員

私も5番に、「県と市町との協働」に修正していただいて、この場を収めていただければいいのではないかなと。中身につきましては、そもそも議論はもう既に尽くしていますし、せっかくこうやって説明していただいて、市町の理解が得られるということが重要でありますし、県民全体がともにこの県産材利用促進に力を合わせるということであれば、「県と市町との協働」で十分ではないかなと思います。

田中座長

ありがとうございます。5番という意見が多いように思いますが、ほかに御意見のございます方。

西場委員

私も「協働」が良いと思います。この「協働」の意味は、県と市町が対等の関係で共に力を合わせて活動することであると思いますが、先ほどの説明だと、県が主になり、市町に協力を求めるような説明であったと思います。「協働」の意味を改めて確認したい。

袖岡政策法務監

実際、「協働」自体は当然県と市町で一緒にやっていくという趣旨になるかと思うんですが、この条文上はやはり県が市町に対してそういう協働をすることを求めていくという形になるかと思います。ここに今、条文修正イメージでお示ししておりますような形の条文になるかというふうには思います。

西場委員

「県と市町は協働して」と書き出しが始まることにはできないですか。

袖岡政策法務監

協働といえども、市町を主語にしてしまうということにつきましては、やはり市町から見ると同じような反発が考えられるところかなというふうには思うところがございます。以上でございます。

西場委員

それが確かならやむを得ないかもしれないけれど、今回の反発は県が上から責任を押し付けてくるような受け止めをされて、反発されたのではないかと思います。対等に一緒にやっていくことで理解が得られるのであれば、一緒に協力してやっていく記述に変えていただきたいと思います。

袖岡政策法務監

既存の条例でこういう協働の規定があるのは、どれも「県は」という主語でこういう条文を作っておるところでございますので、市町を主語にする形になりますと、また少し調整が必要ではないかなというふうに思うところでございます。以上でございます。

西場委員

その点はわかりました。

これに関連して、県の責務のところ、「県民及び事業者と協働に努める」、ここに「協働」が出てきます。それから、「国及び市町と緊密な連携を図る」と、県の責務で「連携」が記述されている。そうすると、県民、事業者は「協働」であります。第7条以降は、事業者の「責務」になっていますが、これも「協働」のほうで条文の全体としてまとまるように思います。国との「連携」、市町との「連携」が、県の責務の条文に書いてあります。この条項間の違いについて、今後整理してゆく必要があると思います。

袖岡政策法務監

おっしゃるとおり、県の責務のほうで、市町との連携というあたりがあるということで、先ほどの「市町の責務」のところを「協働」に変えるのであれば、少し調整が必要かと思っておりますので、また少し検討が必要かというふうには存じます。以上でございます。

西場委員

ちなみに、国と県の関係は「連携」でいいですか。

袖岡政策法務監

また後で御覧いただくものになるんですが、逐条解説の資料6の14ページのほうで少しその辺について解説をさせていただいておるんですけども、元々「三重の森林づくり条例」でも国及び市町との緊密な連携を図るというふうな規定がされておるところでございますので、国に関しては「連携」という形にするのかなというふうには思うんですけども、市町に関しては少し表現を検討していくことになるかというふうには思っております。以上でございます。

西場委員

「連携」と「協働」との違いは何ですか。

袖岡政策法務監

その逐条解説で少し書かせていただいたんですが、緊密な連携ということと連携・

協力というあたりについては、特に大きな違いはないのかなというふうには考えているところではございます。

杉本委員

法的に規定されてないだろうと思うんですけど、「連携」というと、主体がそれぞれあって主体同士が連携している。「協働」っていうのは、主体が重なったりとか交わったりする部分があるっていうイメージが日本語的にはあると思うんです。主体がそれぞれの「協働」もあるけれど、重なったり交わったりするっていう「協働」もイメージができると思うんですが、それは言葉のイメージであって、法制度的にその辺りの言葉の規定がはっきりしているのであれば、ふさわしいほうを使ったほうがいいと思うんですが、そのあたりははっきりしてないんですよ。私も見たことはないんですけど。

袖岡政策法務監

明確に何か定義したものというのはちょっと思い当たらないんですけども、その辺も踏まえて、また検討させていただければと思います。

田中座長

「連携」「協働」に関しましては、改めてまた提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに。

谷川委員

私の考えは「市町の役割」でいいのではないかなと考えます。というのは、「責務」ではないかなとは前々から少し意見も言わせていただいておりますけど、このパブリックコメントのときにもちょっと違和感を感じて、意見を言おうか、この「市町の責務」のことをやってからにしようかとちょっと悩んでいたんですが、パブリックコメントの10ページのところの12番の意見のところの当検討会の考え方案のところ、最後の2行ですけど、「理念的な規定を整備するものであり、県以外の主体に具体的な義務を課すようなものではないと考えています」という言葉があったので、この「義務」って「責務」とどう違うんだろうというのをずっと今日は考えていたんですけども。ということは、義務を課すようなものではない、県以外の主体っていうことは一応市町も入るわけですし、そこに具体的な義務を課すようなものではないということは、それは「責務」ではないんだろうなと思いながらずっと聞いていたので。でも市町はもう既にそういう木材利用促進というのはやってくれていることではあるとも思うし、計画も行動もしている市町が多いと思います。その上で、今回また私たちが木材を使おうという意思表示のこの条例で、多分市町も同じ気持ちではいただなくし、もちろん向こうのほう現場的に先に動いていただいているのかもしれないで

すし、そういうことを考えたときに、思いは一緒だと思うので、「協働」というこのバランスを見たら、「県の責務」の後に「市町の責務」があって、「市町に対する支援」があって、そのあとまた「責務」が続くわけですけれども、その条例の中に持ってきた場合、ここでいきなり「協働」が来るよりも私は「役割」が自然であると思うし、だとするとこの になるわけなんですけど、 でこの修正イメージというところを読ませていただくと、下から2行目の「整備する公共建築物」に「等」を入れていただいている、「等において」という形で残していただくのがいいのではないかなと思います。その後の「市町に対する支援」というのは、現状あるように別建てであったほうがいいと思うんですけど、全体のこのバランスを見たときに「役割」でいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

田中座長

ありがとうございます。4番目の「市町の役割」ということでいいのではないかと、いう御意見をいただきました。

今、2つに分かれているんですけども、ほかに御意見のございます方。

山本（里）委員

大変言葉って難しいなと思いつつ今聞いているんですけど、市町の方は、意識や気持ちはあっても、「責務」といって県に決められて押し付けられるような感覚があるっておっしゃったとすれば、「役割」だったらどうなのかな。「役割」でも県が先に書いて、どうぞ役割ですよって言われることも、レベルのニュアンスの違いはあるかもしれないけど、それもちょっと気になるのかなとすれば、先ほどから出ている「協働」の字もいろいろ漢字がありますけれども、「協働」というのは、条例の中に一緒に進めていきましょうっていう呼びかけなので、そのほうが今までの話を聞いていると受け入れていただきやすいかなと思いますが、会ってお話いただいたときに「責務」というのは大変厳しいという話の中で、このぐらいたったらとかっていうのは。条例に書き込む用語として「責務」とか「役割」とか使われますけど、ちょっと「責務」ではきつすぎるけれども、このぐらいたったらとか、そんな話はもう全然裏でもないのかなと。これを作っていくに当たって、要望としてこうしたらどうかっていうような話はどこも出てないんですかね。

田中座長

そういう意見は伺いませんでしたけれども、とにかく「責務」はいかんと、受け入れられないということで、しっかりと怒鳴りつけられました。

山本（里）委員

「責務」というのがよほど厳しいイメージにとられているんだとして、それで「役割」にちょっとニュアンスを下げたらというところが、これ結局時間がかかったら大変

だねって話があったわけですがけれども、これを今から考え直しをして、どうやって2月議会へ持っていかれるかっていうことを考えたときに、そこまでどうなんでしょうかね。もう1回お話をさせていただくということになるんですか。

田中座長

もう一度行くということは一応考えていませんので、ここでなんとかこれまでの御意見を踏まえて、修正をお願いしたいと思います。

中瀬委員

私としては、各市町が一生懸命この木材利用を推進することが、全体的に利用が上がって量が増えるというような思いがあって、市町が一生懸命利用するには、ある程度きついことを言っていくことがいいかなという思いがあったんです。そのためには、やはりいろんな支援の中にも財政的な支援、これだけやるからやってくれよっていうことがないと、中々できないという思いがあって、そこまで大きな財政的な措置ということも考えられない中であれば、一緒に頑張ろうっていうぐらいの表現のほうがいいような気はします。これは他の事業者に対しても同じだというふうに思っています。県がもっと主導的になって財政措置やいろんなことをするのであれば、こういうきつい表現でもいいと思うんですが、そういうふうには中々いろいろ聞いているとならんような雰囲気なので、緩めのほうがいいんとちがうかなという思いが今のところはしています。

田中座長

ありがとうございます。ほかに。

山本（佐）委員

市町も県も向いている方向は一緒だと思います。ただ、確かに本当に正副座長が現場で感じられたことってというのは、私たちも想定できますので、「協働」っていう形をとるのが受け入れられるとは思いますが、そうしたときにやっぱり先ほど西場委員がおっしゃったように、その「県の責務」の「協働」と「連携」っていうこの混在ももう1回ちょっと考えたほうがいいのかなという気もしますし、ここの「県の責務」は、これは「三重の森林づくり条例」と同じ表現なので、そこから引っ張ってこられたと思うんですが、この条例はこの条例なので、その単語の整理っていうのは必要なのかなということと、ちょっと考えてわからなくなってきたのが、やっぱり他の事業者は「責務」だとしたら、この条例にコミットする濃淡が、じゃあ市や町は薄くていいのかっていうと決してそうではないんですが、ちょっと言葉の使い方というのがやっぱり私自身考えなきゃいけないなっていう気はしますが、市町は確かに「協働」っていう言葉がいいのかなという気もしました。

田中座長

ありがとうございます。

今井委員

これはまた改めてなのか、今日中にもうここは決めるのかということがちょっとどれくらい時間かかるのかわからないですけども、先ほど僕、「協働」を書ければ、「役割」のところでも山本里香委員言っていただきましたけど、「役割」でも今の感情的なところが、報告を正副座長等から聞いていると、「役割」でも勝手にうちの「役割」決めるなみたいな、対等やのにみたいな、もう本当に残念やなと思っているんですけど、最初申しあげました「県の責務」に今言っていただいた「国及び市町との緊密な連携を図るものとする」と。これはもうこちらがしっかりと連携を取っていくってことでやっていただいているので、この「市町の責務」、私の個人の意見ですよ。もうここは全部なしにして、「市町に対する支援」っていう形でいいんじゃないかなっていうふうに思います。谷川委員言っていただいたように、市町も市町でいろいろ森林整備や木材利用促進はやってもらっていると思うんですけども、最初本当にこの言葉は残念で、県の横暴であるとまで言われて、我々の議論に対する御意見やと思うんですね。ここで各主体の方の御理解もいただいて「責務」でやってきて、最初「役割」か何かって言っていたのをやっぱりオール三重でやっていきたいよねっていう思いが本当に相手に伝わった上で、横暴だっていうのはもう本当にこれから他の事業の推進も、私いつもこういう感じで今後いろんな条例作るときに、また市町さんのほうの理解っていうのが非常に心配になるんですけど、もう私の中で諦めてっていうのではなくて、やっぱりこの施策っていうのは、本当に多くの関係者の皆さんの期待の声も参考人招致等でもいただいておりますし、パブリックコメントでも条例の重要性は言っていただいておりますので、時期的なこともございますし、「県の責務」に国、市町との緊密な連携がありますので、市町の責務の資料の4ページの6番のところ、支援だけにしているのではないかなというふうに思います。

杉本委員

今井委員のお気持ちは非常にわかるのですが、市町のところが支援だけになると、後のところが「責務」で残りますので、お気持ちはわかりますが、市町についての何かは残すほうがいいと私は思っています。やっぱり地方分権一括法からの流れの中で、県と市町は対等の立場っていうことをずっといろんなところで議論しながらやってきたので、これまでも児童虐待防止条例以外は「責務」という言葉は使ってこなかったと。児童虐待の条例については、法で市町の役割、責務が明確になっているので「責務」ということを使ってきて、後の条例については他の文言を使ってきたということなので、他の文言を使うのであれば、これまでもいろんなところで使ってきたわけですので、市町はわかりましたという了ということになるのではないかなというふうに想像をしております。県条例のうち8条例はそういう形で、「協働」がいくつで、「役

割」がいくつっていうふうになっていきますけれども、全部の条例拾ったら多分「役割」が多いのかな、わからないですけど。なので、他の言葉でしたら、市町のほうはOKだというふうに思いますので、私たちのなぜこれをこの形で提案したかっていう思いもまた制定後にはしっかりと伝えていただきながら、なくすというのは私はやっぱりやめていただいて、何らかの形に変えていただいたほうがいいのではないかとこのように思います。

田中座長

それでは、約1時間が経過をいたしましたので、換気のため暫時休憩をさせていただきます。再開は15時5分とさせていただきます。

(休 憩)

田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

いろんな御意見をいただき、ありがとうございました。まだまだ検討させていただきたいところですし、全会一致で決めたいところがございますけれども、時間の制約もありまして、正副座長の意見としては をお願いをしたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また「協働」のこの文言につきましては、また改めて修正させていただいて、皆さん方にお示しをさせていただいて、御意見を賜りたいというふうに思っております。で決定させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

ありがとうございます。

西場委員

他の事業者の責務はそのままという意味ですか。それも含めてですか。

田中座長

今のところ考えているのは、そのままということで考えておりますけれども。

西場委員

「県の責務」の中では事業者との「協働」とありますので、市町を「協働」にするのであれば、この際、一緒に検討していただければよいと思います。

今井委員

今、西場委員言われたことも確かに大切なことだと思うんですけど、相まってやる「三重の森林づくり条例」のほうで、森林所有者等の責務、県民の責務、事業者の責

務ということで、平成 17 年のときに関係者の御理解もいただいて作っていただいたんだと思います、先輩方が。ですので、そこと「三重の木づかい条例」との整合性を図るということでは、この「責務」ということは今まで「三重の森林づくり条例」のほうで御理解・御協力いただいて参りましたので、私の中では、こちらのほうは「責務」でやらせていただければなというふうに感じております。意見として。

田中座長

ありがとうございます。意見として承りました。

この件につきましては、西場委員、今井委員といろいろ見解が違うわけですが、改めてまた正副座長の方で検討させていただいて、次回お示しをさせていただきたいと思います。

それでは、「市町の責務」の取り扱いにつきましては、「市町の責務」及び「市町に対する支援」を合わせ、「県と市町との協働」に修正をさせていただきたいと思えます。それを踏まえたパブリックコメントにおける当検討会の考え方の案については正副座長で調整し、次回お示しをいたします。

条例案についての本日の検討内容は以上ですが、次回検討会までに三重県市長会において、各市の条例中間案に対する意見を取りまとめて御提出いただけるとのことですので、次回の検討会では、三重県市長会からの意見の検討を行い、最終的な条例案の策定に向けた協議をお願いしたいと考えております。

次に、逐条解説案について御検討をお願いいたします。これまでの委員の皆さんからの御意見や執行部からの御意見、パブリックコメントでいただいた御意見なども踏まえ、正副座長において、現時点での「三重の木づかい条例」の逐条解説を資料 6 としてまとめておりますので、事務局から説明をさせていただきます。時間の都合上、説明のみというふうにさせていただきます、続きは次回とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

袖岡政策法務監

それでは、資料 6 について御説明させていただきます。本日付の令和 3 年 2 月 3 日バージョンという形で逐条解説の案でございます。表紙めくっていただきますと、まず概要が出て参ります。その次に検討経過を整理させていただきました。

1 ページ以降が逐条になってございまして、まず前文でございまして、その下、前文の囲みの下に【趣旨】というのがございます。ここで前文の趣旨を書いてございます。この第 1 段落では云々という話につきましては、以前整理させていただいたものとほぼ変わらないというところがございますけれども、おめくりいただきまして 2 ページを御覧いただきまして、5 段落目、「第 6 段落では」というところがございますけれども、以前ウッドファーストについて書いておくということがございましたので、ここでうたわらせてもらっていきまして、前文の結びとして条例を制定する必要性を述べた上で、条例制定に当たっての決意として一般社団法人全国木材組合連合会及び全

国森林組合連合会が提唱している「ウッドファースト社会」、木材を優先して活用する社会という考え方を踏まえて、「木材を優先して利用し、その中でも県産材を最も優先して利用する」、ここは少しまた表現変わりますが、「三重の木づくりを進める社会を実現すること」を宣言しているというところを記載してございます。

それ以降【解説】でございますが、まず1番目が「木の文化」というところで、第1段落及び第5段落におけます「木の文化」は、三重県において著名な寺社等の文化遺産に活発に木材が使用されてきたというようなことだけではなく、身近に潤沢な森林資源が存在してきたことを背景に、三重の人々の暮らしの中に、家屋や家具、日用品、おもちゃ、燃料など様々な形で木材が取り入れられ、それらを生み出す森林とともに人々の暮らしが営まれてきたという歴史的・文化的実態に着目した概念です。「三重の森林づくり条例」で規定されている「人と森林との関係から形成される文化」としての「森林文化」とも重なり合うものですが、「木の文化」は、特に暮らしの中で木を使うという側面に焦点を当てたものです、としております。

2番目、「県産材をはじめとする木材(これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。)」に関する部分でございますが、この条例の対象となる木材につきましてはまず1つ目が、「三重の森林づくり条例」との役割分担の観点からも本条例では、まずは県民及び事業者に他の素材等ではなく木を使っていただくよう対象の裾野を広げることが適当ではないかということ。2つ目に、近年、木材を使うことが心身にもたらす好ましい影響についての研究成果が明らかになっており、県産材に限らず、木材を積極的に使うことにより快適で豊かな県民生活の実現につながることを期待されること、3つ目に、県内でも県外産材が多く流通している実態があり木材産業事業者等からも県産材にこだわることなく木材の利用の推進を図ってほしいとの声があったこと、4つ目に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」と対象が同一となって、同法に基づく都道府県方針を本条例の木材利用方針として位置付けられるなど、法律との一体的な運用が可能となることを考慮いたしまして、条例の対象としては「木材全般」にしつつも、本県の森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域振興における重要性という観点から、県産材の利用の推進を最優先とすることとしています。本条例で利用の推進を図る木材の筆頭となるものが県産材であることを示すため、第2段落では、「県産材をはじめとする木材」という表現を用いていますが、それ以降については「木材」という略称を用いることとしています。なお、木材が実際に使用される場面では、原木や板材だけでなく、家具等の形で製品化しているケースも多いことを踏まえ、「県産材をはじめとする木材」の中には、「県産材をはじめとする木材を使用した木製品」が含まれることを明らかにしておるところでございます。

3番は、「人々の生活様式の変化等により、住宅をはじめとする様々な分野で木材に代わり他の素材等が使用され」ということに関する解説。4番は先ほど見ていただきましたけれども、「木材が心身にもたらす好ましい効果についての研究成果」ということで、木材協同組合連合会からの意見聴取に基づくものを書かせていただいております。

ります。

次の4ページでございますけれども、5番目といたしましては、「建築基準法の改正によって、木造建築物等に係る制限の合理化が図られる」ということについて、法律の中身を書いてございます。6番が「推進」について書かせてもらっております。

7番でございますが、「県民一人一人の人生を豊かなものにするためにも」というところでございますけれども、ここは少し読ませていただきますと、「木材利用の推進が、林業事業者や木材産業事業者等の特定の関係者のためだけでなく、県民一人一人の人生を豊かなものにするにもつなげることを強調するために表現」をしたというところでございます。ここで「人生」という言葉を使っておりますけれども、これは他の部分では「暮らし」ということを使っているところもあるんですが、ここでいう「人生」というのは、「暮らし」というのが「その時その時の県民の生活」というふうな意味合いなのに対しまして、「より長期的・包括的な県民一人一人の営み」というニュアンスで「人生」という表現を使っているところでございます。

では、8番目は、「県、市町等が整備する公共建築物等」に関する部分。9番目は、「日常生活及び事業活動における住宅、社屋等への木材利用」に関する部分。最後10番目でございますが、「三重の森林づくり条例と相まって」という部分でございます。ここにつきましては、先ほどのパブコメへの回答としても書かせてもらった部分と同じようなことが書いてございますけれども、災害防止等の表現が残っていますので、また修正をさせていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして6ページでございます。第1条の目的に関するところでございます。【趣旨】といたしましては、条例の規定内容を簡潔に要約した上で、期待する取組方向として、「県民及び事業者の参加の下、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進」することを挙げていると。目的としましては、大きく3つ挙げておりまして、最終的には、「県民の快適で豊かな暮らしを実現する」というところを記載しております。

【解説】でございますが、「県民及び事業者の参加の下」というところでございますけれども、その2段落目「なお」以下のところですが、本条例においては「県民」及び「事業者」については一般名詞として使っていますので、特に定義は置いておりませんが、「事業者」には公共建築物を整備する学校法人ですとか社会福祉法人等をはじめとする法人とか個人事業主が幅広く含まれているということを謳っております。また、本条例において単に「事業者」という場合には、別途定義を設けております。「森林所有者等」、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」及び「教育関係者等」をも含む概念として用いております。これらの主体は木材利用の推進に密接に関係する主体としての役割のほかに、一般の事業者としての役割、要は使用するユーザーとしての役割も期待されるものであって、それぞれの立場としての役割を本条例では求めているためです、ということでございます。

続きまして7ページ、定義の第2条でございます。【趣旨】としましては、ここは定義を定めたものというところでございます。【解説】としましては、1つ目が「県

産材」。めくっていただきまして8ページでございますけれども、第2号関係で、「木材利用」についての解説をしてございます。これの2段落目、「ただし」というところでございますけれども、エネルギー源の関係を謳^{うた}っております。ただし、公共建築物等木材利用推進法における「木材の利用」の定義では明示されている「エネルギー源として木材を利用すること」については、本条例の制定に向けた検討の中で、本条例において利用推進を図る主たる分野とはしないという整理がされたことから、本条例における定義では明示しないこととされました。しかし、完全に定義から除かれたわけではなく、「原材料等として」というところの「等」にはエネルギー源も含まれる、ということをお謳^{うた}てでございます。

それから、その同じページ下、3番につきましては、「建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部」についての説明。次の9ページでございますが、第3号関係、4番といたしまして、「森林の有する多面的機能」についての説明。第4号関係で5番としまして、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する公共建築物」に関する解説でございます。ここは法律の条文の解説という形になっていまして、要は公共建築物につきましては、県とか市町が作るものだけではなくて、学校ですとか、そういう老人ホームですとかそういうものも含まれるということでございます。それから9ページの一番下、第5号関係、6番でございますけれども、「三重の森林づくり条例第2条第1号に規定する森林所有者等」についての解説。めくっていただきまして、10ページでございますけれども、第6号関係7番、「林業事業者」に関する説明。8番「森林施業」に関する説明。それから9番「木材の加工又は流通の事業を行う者」、10番「建築物の設計又は施工の事業を行う者」、11番「教育及び保育に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体」に関する解説を記載しております。

11ページ、ここから基本理念、第3条に関する部分でございます。【趣旨】の部分でございますが、2段落目、1つ目として、木材の利用の推進は、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるように行われることを挙げております。そのために、「三重の森林づくり条例」と相まって、県産材の利用を最も優先して推進するとともに、森林資源の循環利用を図ることを明記しております。第2項目に関する説明として、「2つ目として」という段落ですが、木材利用の推進は、環境への負荷の低減に寄与するよう行われることを挙げています。そのための手段として、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできるだけ近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努めることを例示すると。いわゆる「ウッドマイレージ」の考え方を示したということをお記載しております。

それでは、めくっていただきまして12ページを御覧いただきたいと思っております。【解説】でございますが、まず1つ目が、「県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、または育てることに資することに鑑み」というところの解説でございます。2番目が「三重の森林づくり条例と相まって」というところでございますけれども、これは前文に

においても、本条例及び三重の森林づくり条例に基づく取組等が一体的に推進されることで、本条例の目的の実現が効果的に図られることを期待して、「三重の森林づくり条例と相まって」という表現を用いていますが、特に森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指すことと、そのための県産材の利用の推進は、本条例と「三重の森林づくり条例」とが密接に関係する部分であることから、第3条第1号においても「三重の森林づくり条例と相まって」ということを基本理念の一部として明記をしているというところがございます。3番目が、「県産材の利用を最も優先して推進する」というところがございます。その中身でございますが、本条例の対象は木材全般としつつ、県産材の利用の推進を最優先としているところですが、これは前文のほうの解説でも書かせてもらったところがございます。「県産材の利用の拡大が三重の森林を守り、または育てることに資する」、すなわち県産材の利用の推進が本県の森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながることから、第3条第1号において「県産材の利用を最も優先して推進する」ことを基本理念の一部として明記しているというところがございます。第2号関係で4番でございます。「木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制するよう消費地からできる限り近接した地域にある森林から生産された木材の優先的な利用に努めること等」ということについての解説でございますけれども、いわゆる「ウッドマイレージ」の考え方を環境負荷の低減の例示として挙げたものでございまして、これによりまして本条例の優先順位としまして、木材の中でも外国産材は相対的に優先度が低くなると。県境の地域に関しましては、県産材よりも隣接県産材のほうがウッドマイレージの考え方からすると望ましい場合もあり得るんですけれども、第3条第1号のほうで「県産材の利用を最も優先して推進する」ということを謳^{うた}っておりますので、そのような場合も本条例の考え方としては、県産材のほうが優先度は高くなるというふうに考えられます、というふうにしております。13ページのほう第3号関係で5番としましては、「木材の経済的価値の向上」についての解説でございます。

めくっていただきまして14ページでございますけれども、第4条 県の責務の関係でございます。【趣旨】としては、木材利用の推進のための県の責務を定めたものです。【解説】につきましては1項目挙げてございます。

続きまして15ページでございますけれども、第5条 市町の責務に関する部分でございます。ここにつきましては少し先ほどの話で修正をさせていただきますので、説明は省略させていただきます。17ページ、第6条に関しても同様でございます。

それから、18ページでございます。森林所有者等の責務の関係でございます。【解説】としましては、1番で「多様な需要に応じた良質な県産材の供給」というところがございますけれども、これの最後の段落「なお」のところがございますけれども、森林所有者等や林業事業者の置かれている厳しい状況も踏まえ、本条においては「川下」側の要求に即した「県産材の安定的な供給」までは求めていませんということを記載しております。

19ページを御覧いただきまして、林業事業者の責務、第8条の関係でございます。

ここでは、【趣旨】のところの3段落目「なお」でございますけれども、なお「責務」とはなっていますが、個別具体的な義務を課すというものではないということを謳っております。これは7条のほうでも同じでございますして、「責務」ではありますけれども、個別の義務を課すものではないということを共通に書かせていただいております。

20 ページを御覧いただきまして、木材産業事業者の責務でございます。【解説】のところですが、1番で「多様な需要に応じた木材の有効利用、及び品質確保の推進」のところでございますが、2段落目、「多様な需要に応じた品質確保の推進」としては、「川下」側の品質確保の要求に対応するための検査機器等の整備やそれらによる適切な検査の実施等が想定されます、ということを謳っております。それから2番としましては、「その供給する木材に関する正確かつ適切な情報の提供」に関する部分でございますして、当該木材産業事業者が供給できる樹種、品質、数量、価格等の正確かつ適切な情報をエンドユーザーである県民及び事業者に提供することが想定をされます、ということです。

21 ページが建築関係事業者の責務、第10条でございますけれども省略させていただきます。

次の22 ページでございます。第11条の教育関係者等の責務の関係でございます。【趣旨】のところの3段落目でございますが、なお「責務」となっていますが、個別具体的な義務を課すというのではなく、表現としても、教育関係者等の自主性を尊重するため、「努めるものとする」としてあります。特に、教育関係者等は通常のカリキュラムの遂行や課外活動指導、情報教育等の特定分野の教育の推進等で既に多くの負担を抱えていると考えられることから、1つ目が森林教育の推進、2つ目が森林教育のための人材育成については、できるところから少しずつでも取り組んでいただくことを期待するものです、ということでございます。【解説】のところでございますけれども、1番「森林環境教育及び木育（以下「森林教育」と総称する。）」というところでございますけれども、この部分については先ほどのパブコメに関するに対する回答として書かせていただいたものと同じようなところでございます。

24 ページ、第12条 県民及び事業者の責務に関しましては、【趣旨】のところの3段落目、公共建築物の整備を行う学校法人、社会福祉法人等についても、本条における「事業者」に含まれますが、これらの事業者については、公共建築物における木材利用の重要性を踏まえ、特にその整備する公共建築物において木材利用に積極的に努めることが期待されます、ということを謳わせていただいております。

続いて25 ページ、第13条の木材利用方針の関係でございます。27 ページの方を御覧いただきまして、【解説】の3番で「木材利用の推進に関する目標（県が整備する公共建築物における木材利用の目標を除く。）」というところがございますけれども、これは県が施策を実施するに当たっての目指すべき拠り所になるものとしまして、県以外の主体による公共建築物以外も含めた木材利用推進に関する目標を幅広く定めることを意図した事項でございます。なお、あくまでもこれは県が施策を実施するに

当たっての目標であって、県以外の主体になんらかの義務付けを行おうとするものではありません、ということを書かしてもらっておりますのと、あと、この目標につきましては、定量的に定めることまでは求めていません、というところでございます。28 ページのほうで8 番としまして、「定量的に定める」ということについての解説でございます。県が整備する公共建築物における木材利用に関し、木造率や県産材使用率、県産材使用量等、なんらかの数値で表せる目標を設定することが求められますが、どのような指標を目標として用いるかは県執行部の裁量に委ねられます、としております。

それから、29 ページ、第 14 条の県の率先利用の関係でございます。【解説】の 2 番「原則として」というところでございますけれども、「原則として」というのは、やむを得ない事情等の県産材を使用しての木造化・木質化を行うことができない合理的な理由がある場合を除いて、県産材を使用して、木造化・木質化を行うことを求めている。このため、仮に県産材を使用できない場合、あるいは木造化・木質化を行えない場合については、対外的に理由を説明できるようにすることが求められると考えられます、としております。それから、30 ページ、第 2 項関係で 2 番として、「その整備する工作物及び調達する物品」でございますが、ここは先ほど少し御説明した部分でございますけれども、「その整備する工作物及び調達する物品」は、木材を利用することが可能な^{さく}工作物や物品を幅広く指しています。「工作物」としては、ガードレール、公園の柵、治山ダム等が想定されます。「物品」としては、机、椅子、棚等の備品が想定されます、ということでございます。

それから、31 ページ、15 条の木材利用の推進に関する部分でございます。その 31 ページの一番下の第 3 号関係 3 番「建築物以外の分野における木材利用」というところでございますけれども、「建築物以外の分野における木材利用」には、柵等の工作物におけるもの、家具や日用品、おもちゃ等における木材利用、防災資材における木材利用、バイオマスという形でいろいろ書かしてもらっておりまして、検討会の中で応急仮設住宅とかにも広げていくようなことを書いてほしいという御意見もいただいた中で、こういう防災資材という形で入れさせていただいたところでございます。

それから、次のページ、32 ページでございますが、第 6 号関係 6 番、「県産材の魅力の向上の促進」ということで、ここは先ほど触れさせていただきましたけれども、この「県産材の魅力の向上の促進」としては、県産材のブランド化の促進や県産材を使用した魅力的な商品開発の促進などが想定されます、ということでございます。

33 ページが第 16 条 森林教育、普及啓発等に関する部分でございます。1 番の「森林教育、普及啓発等」に関しましてでございますけれども、「普及啓発」としては、そういうメリッ^つ等の広報とか、優良事例の紹介、それから本条例の内容の P R も含むということを謳^{うた}わせていただいております。「森林教育、普及啓発等」の「等」としては、県民及び事業者からの相談対応とか県民運動の促進なども想定されるということ^{うた}を謳^{うた}わせていただいております。34 ページ、17 条については少し説明を省略させていただきます。

35 ページ、18 条 体制の整備に関しましてでございますけれども、第 1 号関係の解説の 1 番でございますが、国、市町、森林所有者等々との協議の場でございますけれども、これは必ずしもすべての関係主体が一同に会する協議体である必要はなくて、適時適切な組合せでの関係主体との協議の場が設けられることを含むということにしております。

それから、36 ページ、第 19 条に関しては説明を省略させていただきまして、37 ページでございますけれども、附則については、基本的には 4 月 1 日施行ということで、ただ木材利用方針の策定に係る時間を考慮しまして、第 13 条につきましては、10 月 1 日から施行ということにしているというところでございます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。ただいま説明のあった逐条解説案については、執行部からの実務的な観点及び委員の皆さんからの御意見は次回の検討会でお願いをいたします。

最後に、次回の第 19 回検討会について御協議願います。次回は、三重県市長会からの意見について検討した上で、全員協議会で説明する最終的な条例案の策定に向けた協議をお願いしたいと思います。日程については 2 月 17 日（水）の議案聴取会終了後に開催することではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではそのようにいたします。

本日の議題は以上です。他に委員の皆様方から御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。ないようでございますので、これで本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は退室をお願いいたします。